

市報すいた「市民のひろば」掲載のてびき

令和3年11月

吹田市広報課

吹田市役所高層棟2階

TEL : 6384-1276 FAX : 6384-7887

E-mail : shihou_suita@city.suita.osaka.jp

- ① 吹田市民のみなさんの自主的で草の根的な活動を応援するコーナーです。
- ② 営利・売名・勧誘目的の活動、政治や宗教に関わる活動、公序良俗に反する活動、営利団体の活動、商標権を侵害する活動、個人の活動は掲載できません。
- ③ 吹田市内で6カ月以上、継続して常時3人以上で活動する非営利の団体やサークルの活動を受け付けます。実行委員会形式の催しなどは相談してください。
- ④ 活動中に生じた事故などは、当事者同士で責任を持って対処してください。
- ⑤ 活動場所は、市域全体の市民が利用できる施設に限ります。個人宅などは不可。
- ⑥ 同一団体から、同時期に複数の掲載依頼があった場合、掲載できるのはその中の1件のみとなります（1号につき複数掲載は不可）。
- ⑦ 記事には、団体やサークルの名称、市民からの問い合わせに常時対応できる電話番号を掲載します（個人宅や携帯電話の場合は名前も）。電子メール・ホームページアドレスの掲載はできません。
- ⑧ 掲載依頼の受け付けは、広報課への持参やファックス、電子メールなどで行います。団体の構成員ではない代理人の申し込みは不可。
- ⑨ 掲載依頼は、発行希望月の3カ月前から2カ月前の月の5日に受け付けます（6月号の場合3月1日～4月5日）。広報課への持参は土・日曜日、祝・休日など市役所の休庁日は除きます。締切日が休庁日の場合は、翌執務日が締め切りとなります。
- ⑩ 掲載依頼の受け付け後、活動の形態や内容について確認させていただくことがあります。
- ⑪ 掲載を希望する場合、掲載号ごとに申し込みをしてください。
- ⑫ 掲載号の前月初旬ごろ、広報課職員が掲載内容確認のため連絡をします。連絡がない場合や期日までに連絡がつかない場合は掲載ができません。
- ⑬ 紙面の都合上や、このてびきに定めのない内容について掲載できない場合があります。
- ⑭ 日時や場所など、詳細が決まっていなくても受け付けます。必ず期間内に申し込んでください。締め切りを過ぎた場合、掲載の受け付けはできません。
- ⑮ 掲載依頼多数の場合は、（1）市の後援（2）市内の行事（3）初回優先で選考します。
- ⑯ 掲載のてびきに反していることが判明した場合、判明後の該当団体からの掲載依頼は受け付けません。

イベント告知

- ① 市民が広く、学び・楽しめる活動を受け付けます。団体やサークル等の構成員のみを対象にした活動が主体である場合は掲載できません。
- ② 1 団体につき3カ月に1回（一度掲載されたら次の掲載は3カ月後の号まで不可）、1号につき1団体1記事のみ受け付けます。
- ③ バザーや模擬店のある祭りなどは、参加無料で、安価で物品を提供するなど、市民にとって有益になることが第1の目的である場合のみ受け付けます。
- ④ 活動に参加した市民に対し、団体やサークルへの強制的な勧誘を行わないでください。
- ⑤ 掲載記事は原則、掲載月の活動のみとしますが、月初めの開催、申し込み開始日が前月、申し込み締切日が前月または当月初めの場合は、開催月の前月の号に掲載となります。
- ⑥ 申し込みが必要な場合、先着順か多数抽選で公平に受け付けを行ってください。先着順の場合は、発行日以降で申し込み開始日を設定し、電話かファックスで受け付けを行ってください。多数抽選の場合は、開催日直前でない日で申し込み締切日を設定してください。
- ⑦ 活動場所が市外の場合、掲載の優先順位が下がり掲載できない場合があります。
- ⑧ 掲載した内容は発行後3年間、市ホームページへ掲載します。

なかま募集

- ① 指導者でない吹田市民が主体となって運営し、構成員の過半数以上が吹田市民であるサークルの仲間募集を受け付けます。
- ② 有償の専任スタッフを有する場合や、働き手を募集する内容は掲載できません。
- ③ 指導者主体の活動（いわゆる教室など）は掲載できません。
- ④ 指導者が「代表者」「掲載する問い合わせ先」「掲載依頼する人」のいずれかである場合、「指導者主体」とみなし、掲載できません。
- ⑤ 主な活動場所が市外の場合は掲載できません。
- ⑥ 1カ月あたりの会費が5000円を超える場合は掲載できません。
- ⑦ 前回の掲載から1年以上経過していること。または初めての掲載であること。
- ⑧ 掲載した内容は発行後3年間、市ホームページへ掲載します。